

## 論 説

# スイスにおける家畜保護戦略 —— 直接支払・動物保護規則・ブランド化 ——

飯 國 芳 明

### 1. はじめに

スイスは、高度な家畜保護政策を展開してきたことで知られている。その先進性は採卵鶏のバタリー・ケージの禁止や家畜保護のための直接支払制度の導入などに象徴される。バタリー・ケージとは、図1に示すような多層に重ねられたケージ（鳥かご）をさす。そこには、鶏が生活に必要なとする巣・止まり木・爪とき場などが確保されていない。しかも、1羽当たりの面積も小さいため、家畜福祉の水準は著しく低い。スイスでは、このケージを91年に禁止した。EUが99年になっての採卵鶏飼養規定（EU-Richtlinien zur Haltung von Legehennen）で従来型のケージの使用禁止を決め、過渡的措置として2012年までその実施を延ばした措置と比較すると、その先進性がわかる<sup>1</sup>。表1にみるように、すでにバタリー・ケージは全廃されており、鶏が自由に羽ばたける大型鶏舎（アビアリー鶏舎）や平飼に転換している。

一方、家畜保護だけを目的とする直接支払制度はエト助成金（Ethobeiträge<sup>2</sup>）

高知論叢（社会科学）第83号 2005年7月

<sup>1</sup> Lexikon [1]p.345.による。慣行のケージとは巣・止まり木・爪とき場（ScharrbereichやKrallenabriebfläche）のないケージをさす。これらを装備し、かつ一定以上の面積を確保する改良ケージ（Ausgestaltete Käfige）はEUにおいて2012年以降も許可される予定である。ただし、ドイツではEUよりさらに厳しい規制が導入されており、2012年にはすべてのケージ飼養を禁止することが決定されている。

<sup>2</sup> エトはEthologie（エトロジー）に由来している。Ethologieとは動物行動学を意味する。

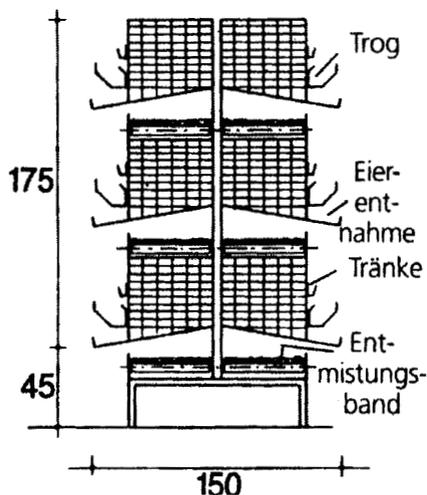


図1 バタリー・ケージの形状

注) Lexikon [1] p.361.

表1 スイスにおける採卵鶏舎の変化

単位(%)

	1979	1990	1992	1998	2000
バタリー・ケージ	63	19	0	0	0
アビアリー	0	47	57	65	75
その他(平飼い等)	37	34	43	35	25

注) 大山 [26] p.55

と呼ばれる。この制度は93年に導入された。もともと環境助成金のひとつとしてエコ助成金に分類されてきたが、現行の農政(AP2007)下ではエコ助成金から分離され、エト助成金として独立した項目が与えられている。EU諸国の直接支払制度がデカップリングとエコロジー化(グリーン化)という2つの原理に基づいて展開してきたなかで、エト助成金は極めて異色な存在である。いずれの原理でも説明し切れない第3の直接支払制度であり、スイスの家畜保護政策を特徴づける制度となっている<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> EUにおいて、動物保護(福祉)に助成がなされていないわけではない。しかし、少なくともアジェンダ2000までの農業環境政策をドイツで見ると、家畜保護への直接支払がスイスのように独立して取り上げられることはなかった。

スイスの家畜保護では、民間流通業者の役割も見落せない。コープやミグロを始めとした食品流通業者は家畜保護を重視して飼養した畜産物を積極的にブランド化し、その付加価値の実現に寄与してきた。

すでに10年以上にわたって展開してきた行政と民間によるスイスの家畜保護の試みは戦略と呼ぶに相応しい体系性を有している。そこで本稿ではこの戦略の史的展開を整理し、家畜保護を推進してきた行政と民間の役割やジナジー効果を解明することを課題とした。分析結果は未だ萌芽期にある日本における家畜保護戦略の導入時期や制度設計を考察するための格好のたたき台を提供できる。

以下、まず2節でエト助成金の確立過程を整理する。3節では主として動物保護法の改正とそれをめぐる論点を検証する。スイスにおいて家畜保護は動物保護の一環として位置づけられており、その動向は家畜保護のあり方に直結する。4節では民間流通業者による家畜保護に基づいた畜産物のブランド化の実態を簡潔に整理し、最終節ではスイスにおける家畜保護の動態と規定要因を総括する。また、スイス型家畜保護戦略の日本への適用可能性やその政策的・経済的含意についても合わせて考察する。

## 2. スイスにおける家畜保護直接支払の展開

### (1) 家畜保護直接支払の導入（92年改革）

家畜保護直接支払が最初に導入されたのは、1992年の農政改革の時である。この年はスイス農政にとっての転換点でもあった。国内外からの強まる農政転換の要請を受けて、価格支持と国境措置を軸にした農政を捨て、国境措置水準の引き下げと直接支払の導入が決定されたのである。

92年改革では、先行する6種類の直接支払（所得移転政策）を、平坦地域への支払（所得補償的直接支払）やエコロジー直接支払といった5つの直接支払に再編した。エコロジー直接支払のなかには「動物にやさしい舎飼システム」（Besonders tierfreundliche Stallhaltungssysteme）と「屋外での家畜の定期的な放し飼い」（Regelmässiger Auslauf von Nutztieren）が含まれおり、後にそれぞれ BTS および RAUS と呼ばれる<sup>4</sup> 支払がここに始まる<sup>5</sup>。

導入当初、家畜保護に対する支払は539万スイス・フランに過ぎず、きわめて小規模な支払制度であった。また、支払対象も RAUS だけに限定されていた。大きな変化がみられるのは、BTS が導入された96年である。BTS の導入とともに、予算規模は6倍近くに跳ね上がる。その後も予算規模は93年の8倍(97年)、10倍(98年)へとさらに増大する。92年改革の最終年に当たる98年になると、2つの家畜保護に関わる予算は6,900万スイス・フランに達し、直接支払予算全体の3.3%を占めるようになる。

表2 家畜保護直接支払の推移 (単位:千スイス・フラン)

年	1993	1994	1995	1996	1997	1998
屋外での家畜の定期的な放し飼い(RAUS)	5,387	7,007	8,833	31,798	44,370	56,421
動物にやさしい舎飼システム(BTS)	0	0	0	6,055	9,523	12,641
動物保護直接支払総額	5,387	7,007	8,833	37,854	53,892	69,062
動物保護直接支払総額(93年=100)	100	130	164	590	824	1,047

注) スイス連邦経済省農業局 [6] より作成。

## (2) 家畜保護直接支払政策の充実 (AP2002)

99年になると、AP2002と呼ばれる農業政策が始まる<sup>6</sup>。この政策では全ての直接支払受給者が守るべき共通遵守事項を「エコ営農証明」の形で確定し、スイスの農業環境政策を大幅に刷新した<sup>7</sup>。家畜保護直接支払も予算規模を年々増大し、農業環境政策の要ともいえる位置を付与されるようになる。

「エコ営農証明」では6つの分野の遵守事項を定めている。すなわち、a) バランスのとれた養分収支、b) 「生態系のバランスを保った農地」の適切な割合

<sup>4</sup> BTSやRAUSという略称は少なくとも1998年の直接支払をまとめた報告書には記載されていない。RAUSについては、たとえば管理された放し飼い(Kontrollierte Freilandhaltung)といった略称が用いられている(スイス農業局[6] p.35)。BTSなどの呼称が一般化するのにはAP2002以降である。

<sup>5</sup> 大山によれば、この2つの制度は78年に施行された動物保護法に具体的な飼養規定がなかったため、動物保護団体が作成した任意の基準が基礎になったという[26] p.62。

<sup>6</sup> この改革以降、農業政策は目標期間の最終年を、農業政策の略号AP(Agrarpolitik)のあとにつけて命名されるようになる。AP2002の場合は99年から2002年まで目標期間とするポスト92年改革の政策である。詳細は拙稿[25]を参照。

<sup>7</sup> エコロジー化を目指したスイス農政改革の一連の過程については、拙稿[25]を参照。

の確保, c) 規則正しい輪作, d) 適切な土壌保全, e) 農薬の選択的あるいは目的に応じた使用, d) 動物に配慮した家畜飼養の6つである。言うまでもなく, 6番目の基準は動物保護の規定であり, 動物保護規則 (Tierschutzverordnung: TSchV) に則った家畜飼養が求められている<sup>8</sup>。

この規則は家畜飼養の一般的な規定を挙げたのちに, 畜種別の規定 (Artspezifische Hinweise) を設けている。一般的な規定では, 動物に配慮した飼養, 給餌, 治療, 歩行, 寝床などについての原則を述べたのち, <身体機能に配慮する>, あるいは, <給餌は規則正しく十分に与える>といった事項を列挙している。また, 畜種別の基準については, 豚の飼養を例にとれば格子床の割合などの条件を詳細に述べている。

「エコ営農証明」の制度化に先立って, 動物保護規則は97年に家畜飼養に関わるいくつかの点で改正された。主な改正点は以下の通りであり, 家畜の運動空間の確保にその主眼がある<sup>9</sup>。

- a. 牛を係留して飼養する際には年間90日以上舎外で運動させる (18条)
  - b. 生後4ヶ月までの子牛の係留禁止 (16条 a)
  - c. 生後2週間から4ヶ月までの子牛は群飼する (16条 a)
  - d. 生後4ヶ月までの子牛や育成牛には十分な敷き藁のある休息場を設ける (17条)
  - e. 豚を係留してはならない (22条)
  - f. 乾乳期の雌豚の箱型豚房 (Kastenstande) 利用は交尾期に限定する。ここでは立ち位置 (Standplatze) 以外に運動のための十分な場所が提供されなければならない (22条)。
  - g. 給餌ボックスを伴う設備で雌豚を飼養する場合には, 自由に出入りできる入り口の広さを確保する (22条 a)。
  - h. 母豚は分娩室 (Abferkelbuchten) で自由に回れる空間を確保する (23条)。
- いずれも飼養設備の更新を要する可能性があるので, a については改正後2年間の猶予が与えられ, 99年までに実施することが付記されている。また, b から e

<sup>8</sup> BVET [10] にその規定の概要が整理されている。

<sup>9</sup> スイス連邦政府 [12] pp.39-40, [20] p.3298による。

については02年まで、f, g, hについては07年までの猶予期間が設けられている。

直接支払制度はAP 2002においても再編がなされ、全ての直接支払は一般直接支払とエコロジー直接支払の2つに集約された。家畜保護直接支払は旧来どおりエコロジー直接支払制度のもとで、「動物にやさしい舎飼システム」(BTS)と「屋外での家畜の定期的な放し飼い」(RAUS)が引き続き実施されている。両制度の規定、要件については、すでに大山[26]によって詳細な訳出がなされているので、ここでは以下にポイントだけをまとめる<sup>10</sup>。

### 1) BTSの支払要件と支払額

#### a) 支払要件

- ・家畜は群飼で、係留してはならない。
- ・家畜は少なくとも2つの異なった居住空間（休息場と給餌場）をいつでも利用できる。

#### b) 支払額

・牛, 山羊, 家兎	90スイス・フラン
・豚	155スイス・フラン
・繁殖用家禽, 採卵鶏, 育成家禽, 雛	280スイス・フラン
・肥育若鶏, 七面鳥	180スイス・フラン

### 2) RAUSの支払要件と支払額

#### a) 支払要件

- ・反芻家畜については、植物生育期間<sup>11</sup>は1月当たり少なくとも26日は放牧を行う。冬季給餌期間は舎外の放し飼いを13日以上行う。
- ・乾乳中の豚は舎外の放し飼いを週に3日以上行う。
- ・繁殖豚, 肥育豚, 育成豚は毎日舎外の放し飼いをを行う。
- ・家兎, 家禽は毎日舎外の放し飼いをを行う。

#### b) 支払額

・牛, 馬, バイソン, 羊, 山羊, 鹿, 家兎	180スイス・フラン
---------------------------	------------

<sup>10</sup> 以下は、スイス連邦経済省農業局[5]による。

<sup>11</sup> 植物生育期間 (Vegetationsperiode) とは日平均気温が5度以上になる期間をさす (Lexikon [1] p.808)。

・豚	150スイス・フラン
・家禽	280スイス・フラン

家畜保護直接支払の予算規模は、AP 2002に入ってからさらに増額されている。その結果、最終年(02年)にはRAUSとBTSの支払総額が1億7千万スイス・フラン余りに達し(表3参照)、家畜保護直接支払の初年度である93年の予算の31倍、98年の2.7倍の規模に相当する額となっている。また、全体に占める比率も02年には7.5%に上昇し、エコ助成金のほぼ4割を占めるに至る。

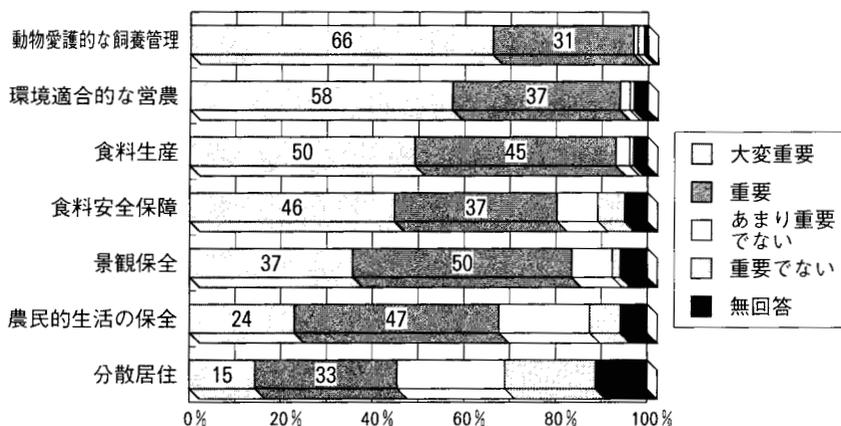
表3 農業予算に占める家畜保護直接支払の割合 (単位:千スイス・フラン, %)

	2000	2001	2002	2003
一般直接支払	1,803,658	1,929,094	1,994,838	1,999,091
エコロジー直接支払	361,309	412,664	452,448	476,724
エコ助成金 (a)	278,981	329,886	359,387	381,319
うち RAUS+BTS (b)	108,118	155,455	170,684	183,363
夏季放牧助成金	81,238	80,524	89,561	91,381
水源保護助成金	1,090	2,254	3,500	4,024
減額措置	22,542	16,763	21,143	17,138
直接支払総額 (c)	2,142,425	2,324,995	2,426,143	2,458,677
直接支払総額に占める家畜保護直接支払の比率 (b)/(c)	5.0	6.7	7.0	7.5
エコ助成金に占める家畜保護直接支払の比率 (b)/(a)	38.8	47.1	47.5	48.1

注) スイス連邦経済省農業局 [3] p.A31より作成。03年はAP2007の初年度にあたる。AP2007では、家畜保護直接支払がエコ助成金とは分離されているため、本来ならエコ助成金とは別枠で示すべきであるが、ここではAP2002の様式に合わせてエコ助成金の下位に分類されている。

### (3) エト助成金の確立 (AP 2007)

03年に始まる現行の農業政策 (AP 2007) では、エト助成金 (Ethobeiträge) という概念が確立された。家畜保護直接支払制度をエコ助成金から分離し、新しい分野として独立させようという考えは、AP 2007の検討過程で生み出されたものである。政府の諮問を受けた直接支払検討グループは01年のレポート「農業における直接支払のあり方の検討」で、GfS 研究所が行っている国民ア



<図2 農業に関する意識調査の結果>

注) GfS-Forschungsinstitut [14]より作成。

ンケート (Univox) の結果から家畜保護に対する高い関心がみとめられる点を根拠に、「エコ助成金と動物福祉助成金 (Tierwohlbeiträge) は定義上分離すべきである」との素案を提示している<sup>12</sup>。また、現状分析の部分では、「エコロジーとエトロジー」という見出しを用いており、このレポートでエト助成金の枠組みがほぼ固まったとみてよい<sup>13</sup>。

これを受けて、AP2007関連の農業法改正や農業予算案をまとめた法案解説書 [4] では、予算項目の分類を変更し、家畜保護直接支払の優先順位を引き上げて、エコ助成金とエト助成金を同等の概念として位置づけている。

GfS 研究所が98年にまとめた農業に対するアンケート調査結果は図2の通りである。スイス国民が関心を寄せる最大の農業問題は、ほかならぬ動物保護問題であり、動物福祉問題なのである。

以上のように、92年改革の初年度に RAUS 単独で始まった家畜保護直接支払は、3年後に BTS を導入した時期から一気に予算を増額していった。AP 2007の初年度にあたる03年になっても、表3にみるようにその伸びは止まっていない。エト助成金がエコ助成金から分離されたのと同時に、エト助成金はエ

<sup>12</sup> Arbeitsgruppe Direktzahlungen [2] p. 33.

<sup>13</sup> Arbeitsgruppe Direktzahlungen [2] p. 30.

補助金とほぼ同等の予算額の配分を受けるまでになっている。

こうした先進的な家畜保護直接支払と並行して、近年動物保護政策の改正議論が活発化してきている。すでに述べたように家畜保護に係る規制は動物保護法によって規定されており、その改正は家畜保護水準に少なからぬ影響を与える。次節では動物保護の規制引き上げを巡る議論を追跡し、動物保護法に関わる行政内外の認識をまとめ、改正議論の現段階を整理する。

### 3. 動物保護法 (Tierschutzgesetz) の改正を巡る議論と論点

#### (1) 全州議会行政監査委員会による動物保護行政批判

動物保護法改正を巡る議論が活発化したきっかけは、全州議会行政監査委員会 (Geschäftsprüfungskommission des Ständerates: GPK-S) がスイスの動物保護行政を評価したレポートにある。同レポートは「動物保護の実施問題」というタイトル<sup>14</sup>で93年に発表された。全州議会行政監査委員会は、動物保護法が他の欧州諸国に比べて良好な結果をもたらしたと評価しながらも、他方では同法の欠陥を厳しく指摘している<sup>15</sup>。

批判点のひとつは、動物保護政策の成果の州間格差に向けられる。成果の良い州とそうでない州の格差が目立つとの指摘である。その背景として、連邦政府と州政府の役割分担のあり方の不備が示唆される。また、動物保護は人間中心の保護ではなく、動物自身のための保護でなくてはならず、倫理的な動物保護でなければならないとする立場から、現行法の基本姿勢を正す意見が述べられている。このほか、農業と深く関わる論点もある。全州議会行政監査委員会は「倫理的動物保護の原則は今日広く認められているにもかかわらず、現実にはこれが実施されていない」とし、その原因は農業と密接な関連があるとする。その上で、農業の経済的な要請が動物保護の水準を引き下げ、建築面への過大な配慮によって「センチメートル刻みの動物保護」(Tierschutz im Zentimetern) に陥っていると批判する。

<sup>14</sup> 原題は *Vollzugprobleme im Tierschutz* である。

<sup>15</sup> スイス連邦政府 [19] p. 661; 664を参照。

同委員会は、こうした問題意識に基づいて、2つの新たな実施手段に基づく動物保護の改善案を提示する。すなわち、〈教育と情報〉、〈目的協定とアウトソーシング〉の2つである。前者には動物と接する人間への教育水準を向上し、それによって動物保護の質を引き上げる目論見がある。また、後者には連邦と州の連携を強化するとともに、行政外にある組織のノウハウを行政に取り入れようとの意図がある<sup>16</sup>。

スイスの動物保護法は78年に成立し、その後、91年に動物実験に関わる若干の改正があった以外は、目立った改正もなく今日に至っている。スイス動物保護協会(STS)が批判するように、遺伝子組み換えなどの環境の変化にもかかわらず、法律の骨格は四半世紀も手つかずで維持されてきたわけである<sup>17</sup>。その意味で、行政内から出された法改正の要請の意義は少なくない。

## (2) 政府の対応と立場

連邦政府は、全州議会行政監査委員会の報告に対して、まず、獣医局(BVET)にその検討を依頼するとともに、97年には動物保護規則の改正を行い保護水準の引き上げを図った。獣医局の答申は、98年に公にされている。そこでは、法的安定性および法的公平性を根拠に家畜飼養者が最低限遵守すべき事項(Mindestanforderungen)については一切触れられていない。分析の焦点はあくまで行政組織の再編にあった。

その後、国民経済省(Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartment)が法改正の準備に向けた作業に着手する。改正草案をもとに、全ての州政府のほか、13の政党、52の農業団体、さらには34の動物保護団体などを対象とするヒアリングを実施し、02年1月に「動物保護法改正の草案に関するヒアリング結果<sup>18</sup>」を提出している。この結果に基づいて、同年12月には「動物保護法改正のための法案解説書<sup>19</sup>(以下、法案解説書)」がまとめられる。

<sup>16</sup> スイス連邦政府 [19] p. 659.

<sup>17</sup> STS [21]。78年法ができるまでは、1873年の憲法、罰則規定集(Strafgesetzbuches)(動物虐待の項)および精肉店陳列法(Fleischschauverordnung)だけが動物保護を規定していた。スイス連邦政府 [19] p. 660.

<sup>18</sup> スイス連邦国民経済省 [13]。

法案解説書は、冒頭で「スイスの動物保護水準は上げるべきでも、下げるべきでもない。保護水準は国際的にみて高い水準にある」と断言する<sup>20</sup>。このスタンスは、獣医局が法律安定性などを根拠に保護水準の議論を避けたのと共通している。上記のヒアリング結果によれば、保護水準を従来どおりに保つ点について一部の保護団体からの反発があったものの、それ以外に目立った反対はなかったという<sup>21</sup>。また、法案解説書では、保護水準を引き上げない理由のひとつに農業投資の保護をあげている<sup>22</sup>。

動物保護の水準の引き上げが施設の変更を伴う場合、農民の負担は重い。動物保護規則の改正で<母豚が分娩室（Abferkelbuchten）で自由に回れる空間の確保>が義務付けられたケースがその好例である<sup>23</sup>。この種の空間を新たに確保するには畜舎の改築が不可避な場合が一般的である。07年までとされる猶予措置の残存期間も残り少なくなり、養豚農家の間では経営主と後継者が養豚を継続すべきかどうかについて真剣に議論を重ねているという<sup>24</sup>。

政府から提出された法改正案では、全州議会行政監査委員会の指摘に対応した条項の変更や新設が提案されている。まず、教育については動物に関わる人間の学習を義務付ける条項を増やす<sup>25</sup>とともに、連邦政府と州政府の統一的な実施を保証するための目的協定（Zielevereinbarung）やアウトソーシングに関する条項が新たに設けられている<sup>26</sup>。このほか、部分改正案として2000年に提出されていた Gen-Lex 提案を採用して、第3条では、尊厳（Würde）、健康（Wohlergehen）、動物実験の定義が厳密になされ、第9,10条では遺伝子組み換えに関わる規定が加えられている点も注目される。

---

<sup>19</sup> スイス連邦政府 [19]。

<sup>20</sup> スイス連邦政府 [19] p. 659.

<sup>21</sup> スイス連邦政府 [19] p. 666.

<sup>22</sup> スイス連邦政府 [19] p. 673.

<sup>23</sup> この規定は2節2項で述べた動物保護規則97年改定のhの項目に相当する。

<sup>24</sup> Strickhof 農業学校でのヒアリング（05年2月）による。

<sup>25</sup> こうした条項として第6条3項、第8条13項、第14条、第17条1項、第19条4項、第31条4項がある。

<sup>26</sup> 目的協定は第36条、アウトソーシングは第37条に規定されている。

### (3) 保護団体からの批判と審議の日程

政府が提出した改正案に対して、動物保護団体は厳しい反応を示している。たとえば、Goetschelらはノイ・チューリッヒ新聞の記事<sup>27</sup>で保護水準は上がるどころかむしろ低下していると批判する。下がっているとする論拠の第1は罰則規定の後退（時効の短縮）にある。また、動物の鎮痛処置に当たる人間を獣医から専門的知識を持つ人へと拡大した点も根拠のひとつとされている<sup>28</sup>。スイス動物保護協会（STS）は「スイスの動物保護は国際的にみて最後尾」と題する論文<sup>29</sup>で、オーストリアやスウェーデンとの比較からスイスの動物保護水準は決して国際的にみて高くはなく、むしろ最後尾に位置すると主張する。改正案にはオーストリアのオンブズマン制度に匹敵する組織はなく、サーカスで使用する野生動物の使用禁止事項もない（オーストリア・スウェーデンは禁止）、さらに、ノルウェーのような乳牛の係留禁止などの措置も見当たらないなどの点が批判されている。

これに関連して、スイス動物保護協会（STS）は04年に独自のイニシアチヴを提出している<sup>30</sup>。目的は憲法第82条の改正にある。具体的には、と畜向け家畜の生体輸出や、国内通過（トランジット）を禁止するとともに、輸入する畜産物は全てスイス国内の法に適合したものに限定することなどの実現を目指している。後者の問題提起はグローバル下での動物保護のあり方を考える上で示唆的である。

このほか、KagfreilandのWeibelも改正案では保護水準が上がらない点を批判する。また、家畜の放し飼いや動物間の社会的コンタクトへの言及がない点にも不満を表明している。

改正案は、昨秋全州議会で審議にかけられた。今年の春か夏の会期中に国民議会の審議にかかる予定である<sup>31</sup>。

---

<sup>27</sup> Goetschel [16]。

<sup>28</sup> スイス連邦政府 [8] p.696, 第14条に相当の箇所。

<sup>29</sup> スイス動物保護協会（STS）[21]。

<sup>30</sup> スイス連邦政府 [20]。

<sup>31</sup> スイス動物保護協会（STS）[21]。

#### 4. 民間流通業者によるブランド化

2節で述べたエト助成金は、家畜保護に配慮した生産方式を助成する直接支払であった。要件を満たす農家はこの助成金を受給して、RAUSやBTSへの転換費用や生産効率の低下を補う。したがって、助成金はあくまで費用の削減に寄与する。しかし、そのままでは収入の増加には結びつかない。

収入を増加させるためには、家畜保護に配慮した畜産物を差別化し、単価を引き上げる必要がある。この差別化に際して最も問題になるのは店頭で畜産物を並べただけでは家畜保護に配慮したかどうかを判事得ないことにある。有機農産物と同様に家畜保護の情報は生産者側と消費者側の間で非対称になっている。マイクロ経済学のテキストが教えるように、こうした場合、生産者から消費者へのシグナリングが有効である。供給サイドが家畜保護に配慮したかがわかるように畜産物にラベルを添付し、配慮しないものとの差別化を図るのである。一種のブランド形成である。

表4では、こうしたブランド化の現状をまとめている。ここから分かるようにブランド化の担い手は多様である。牛肉のブランドだけをみてもそれを担う企業形態は、AGRI NATURA ブランドの株式会社アニコン(anicom)、M7ブランドの協同組合ミグロ、kagfreilandブランドの非営利組織カーグフライランドや+Natura-Beef+, SwissPrimBeef<sup>32</sup>ブランドのスイス母牛繁殖牛飼養者協会(SVAMH)などさまざまである。販売形態もこれに応じて多様化している。カーグフライランドは閉鎖的な流通チェーンを形成しているのに対し、ビオスイスは牛肉販売会社アニコムなどとともにビオプールを設立し、ミグロやコープの商品を含む取引数量の調整および価格決定を週ごとに行っている<sup>33</sup>。また、SwissPrimBeefのように市場価格を基準に価格設定を行うケースもある。

第2の特徴は連邦の施策を民間組織が巧みに取り込んでいる点にある。表4の要件の欄に太文字で示すように、全てのブランドでエコ営農証明、BTS、RAUS

<sup>32</sup> Kagfreilandの経営形態やコープとSVAMHの関係については大山[26] p.44, p.74を参照。

<sup>33</sup> ビオプールの形態や役割については大山[26] pp.74-76を参照。

表4 牛肉のブランド要件、価格と販売形態

ブランド名	アグリ・ナトゥラ AGRI NATURA	バイオ・スイス BIO SWISSE	バイオ・スイス BIO SWISSE	バイオ・放牧ビーフ Bio Weide-Beef	IP スイス IP-Swiss	カーグフライランド Kagfreiland	M-7 M-7	ナトゥラ・ビーフ+ +Natura-Beef+	スイスプライムビーフ SwissPrimBeef
要件	エコ営農証明、 BTS、RAUS、 動物保護規則 (TSchV)、給餌 簿	BIO SWISSE、 転換中あるいは RAUS。牛の 係留は禁止(た だし、2010年末 までは例外措置 あり)。	BIO SWISSE の完全つぼみ (Vollknospe) 規定(転換済み の条件を満たす) BTSは必須。Bio Weide-Beef 生 産者組織の会員	エコ営農証明、 IP スイスの認 証、IP スイス の会員であるこ と	カーグフライラ ンドの規定によ る。RAUS。	エコ営農証明あ るいはBIO スイ スの規定、スイ ス連邦経済省獣 医師の規定によ る。BTS。スイス 母牛・繁殖牛飼 養者協会(SVAMH) への加入あるいは 認証の取得。	エコ営農証明、 BIO スイスの規 定、RAUS およ びBTS。スイス 母牛・繁殖牛飼 養者協会(SVAMH) への加入あるいは 認証の取得。	エコ営農証明、 BIO スイスの規 定、RAUS およ びBTS。スイス 母牛・繁殖牛飼 養者協会(SVAMH) への加入あるいは 認証の取得。	エコ営農証明ある いはBIO スイスの 規定、RAUS ある いはBTS。スイス 母牛・繁殖牛飼養 者協会(SVAMH) への加入あるいは 認証の取得。
要件									
特種要件		牛調教装置 (Kuhtrainer) の禁止	牛調教装置 (Kuhtrainer) の禁止	冬季にも毎日舎 外放牧を行う		牛調教装置 (Kuhtrainer) の禁止	10ヶ月までのと 畜	牛調教装置 (Kuhtrainer) および電気調教 装置(Elektrotrot reiber)は禁止	
価格	繁殖用雄牛ない し成牛の日別価 格に協定マージ ンを上乗せする	毎週決定される 市場価格による	毎週決定される 市場価格による	毎週決定される 市場価格による	と体重1kgあた り0.5から1フラ ンの上乗せ	Bio スイスの価 格にカードの上乗 せ分および運送 費	M-7で定める市 場価格	BTSで飼育した 雄牛(Munipreis MT BTS)を基 準に平均2.10フ ランの上乗せを する。最低価格 は10.10フラン。	実勢市場価格に 畜種別の上乗せ を行う。
販売	品質検査は(株)ア ニコム(anicom) が行う。10日前 に申し込み、価 格は配送日のも のとす	と畜場のコー ディネート事務 所で販売(Bio Pool AG)	BIO Mastremonten とTrankerの 取り扱い(株 Silbestrin による)	販売や品質保証 をカードフライ ランが行い、 注文やと体を系 列の食肉販売業 者に斡旋する。	M-7取扱業者と 策定した販売数 量計画による	販売や品質保証 をカードフライ ランが行い、 注文やと体を系 列の食肉販売業 者に斡旋する。	M-7取扱業者と 策定した販売数 量計画による	認証を受けた流 通チャネルだけ を通じて販売、 IGTTSに則つ た家畜の移送を 行う。	認証を受けた流 通チャネルだけ を通じて販売、 IGTTSに則つ た家畜の移送を 行う。
ホームページ	www.anicom.ch	www.bio-swisse.ch	www.bio-swisse.ch	www.ipswisse.ch	www.kagfreiland.ch	www.kagfreiland.ch	www.svamh.ch	www.svamh.ch	www.svamh.ch

出所) LBL [17] p656.

のいずれかをラベリングの要件としている。8ブランドのうち6ブランドはB TS, RAUSといった先進的家畜保護の優遇措置を要件に加えており、いわば政策とタイアップして保護水準を引き上げる形になっている。言い換えれば、政府が助成金を出して保護水準の向上に必要なコストを削減する一方で、民間組織がそれに呼応して流通段階で付加価値を生み出す仕組みを確立しており、行政と民間のシナジー効果をここにみることができる。慣行飼育による畜産物との差額は表5のようになる。ブランドを確立するとき、家畜保護以外にも差別化された特質を有する商品を生み出すケースが多いため市場価格との比較は必ずしも容易ではないが、M-7やBio Suisseでは5から7%程度のプレミアムが実現されている。Natura Beefの場合にはさらに高く、プレミアムは15%にもなっている。

表5 牛肉価格の比較

	M-7	Natura Beef	Bio Suisse	市場価格
子牛 (KV)	13.00		12.95	12.07
雄牛 (MT)	8.65			8.17
成牛 (RG)	8.30		8.35	7.86
乳牛 (VK)	6.20	6.65		5.75

注) いずれの価格も T3 の枝肉価格。ただし、乳牛の市場価格だけは T2, 3 の平均。出所は [17] pp. 653-654.

## 5. まとめ

スイスの家畜保護を推し進めてきた要因としては a) 動物保護法およびそれに基づく動物保護規則による規制の強化, b) エト助成金と呼ばれる直接支払制度による家畜保護行為に対する優遇措置, c) 優遇措置と連動した流通業者 (ミグロやコープなど) によるブランド化戦略の3つがあげられる。3つの要因と家畜保護の関係は図3のように整理できる。

a) の要素である飼養形態規制は動物保護法 (TSchG) に基礎がある。ただし、動物保護法の条文は抽象度が高く、そのままでは実際の営農で守るべき水準を特定できない。図3では、このあいまいさを縦幅で表してある。また、2節で

確認したように、スイスでは同法の制定から今日に至るまで、動物実験以外の条項はほとんど手付かずのまま現在に至っている。したがって、動物保護法が規定する水準は制定以来四半世紀にわたって上にも下にもほとんど変化しないままである。

動物保護法の枠の中で家畜保護のミニマム水準を実質的に操作してきたのは、動物保護規則 (TSchV) である。すでにみたように同規則は81年に制定された後、97年に大幅な改正があり、牛・豚などの運動領域を拡大する方向で条項が

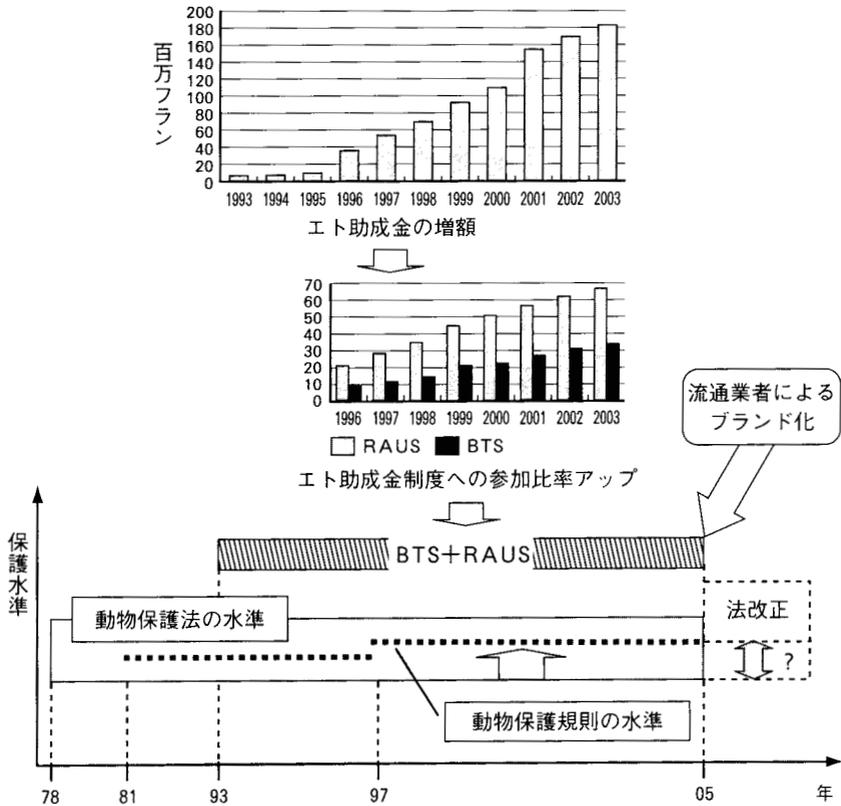


図3 スイスにおける動物保護政策の規定要因と動態

注) エト助成金の総額および参加率はスイス連邦経済省農業局 [3] [6] を基に筆者が作成。保護水準の変化については、本文を参照。

改められている。引上げられたミニマム水準はそのまま99年に導入される「エコ営農証明」に取り込まれ、結果として、共通遵守事項の一構成要素として家畜保護の水準を高めていったのである。

b)の要素であるエト助成金による保護行為の優遇措置は、93年から始まった。96年から急速に予算規模が増大し、当初540万スイス・フラン足らずであった支払額は03年には1億8千万スイス・フランまでに増加している。当然のことながら、RAUSとBTSへの参加農家数も飛躍的に高まっている。すなわち、93年当初にはRAUSの参加率は20%弱、BTSの参加率は10%に留まっていたが、03年になるとRAUSの参加率は実に60%を超え、BTSでも30%を上回る水準を実現している。

両直接支払制度への参加率の高まりは、IP(統合生産)の準有機農業基準とでもいうべき規制をエコ営農証明として共通遵守事項に取り込んだ過程を連想させる。すなわち、スイス農政はIP生産を10年近くにわたって助成し、参加率が90%を超えた時点で、それを共通遵守事項(エコ営農証明)として導入した経緯と重なる。RAUSやBTSへの参加率の上昇は、高い保護水準を保つ特定の農家層だけをターゲットとするのではなく、畜産全体の保護水準を引き上げる段階に突入しているのである。

c)の要素である家畜保護に基づいた畜産物のブランド化は、生産者と消費者の間にある家畜保護水準に関わる情報の非対称性に根拠を持つ。ブランド化は協同組合、企業、さらには非営利組織による多様な担い手によって展開されてきた。そこではエト助成金によって保護水準の向上に必要なコストを補う試みに民間組織が呼応してブランド化を図り、プレミアムを生み出すことで農家のエト助成制度への参加意欲を高め、保護水準をさらに引き上げるという行政と民間のシナジー効果をみることができる。

以上のように、スイスでは助成・規制という政策による誘導とブランド化という民間の経営戦略が重なりあって作用しながら、家畜保護の平均的水準を確実に引き上げてきた。現在、動物保護法は改正に向けて国会で審議中である。ただし、政府が提示した法案[19]の主眼はもっぱら行政組織の再編に置かれており、動物保護水準の引上げをめぐる議論は含まれていない。そのため、ス

イス動物保護協会(STS)やkagfreilandをはじめとした動物保護団体から厳しい批判を浴びている。

もっとも、保護水準を引き上げている根本的な要因はスイス人が持つ動物保護に対する関心の高さにある。図2でみたように動物保護は農業分野で最も重視される問題であり、9割を優に超す回答者が動物保護を<大変重要>ないしは<重要>だと認識している。問題意識が高いからこそ政府による助成や規制が支持され、市場の付加価値も実現できるのである。そのことが、また、家畜保護水準のミニマムレベルを引き上げてきた<sup>34</sup>。

家畜保護に対するスイス人の意識は日本のそれと著しく異なる。また、政策・制度においても両国の格差は歴然としている。野上によれば、日本の唯一の法制度は「動物愛護法」であるが、その制度ですら、「非常に不十分」な状況にあるという。無論、そのことがそのまま後進性や認識の低さを意味するものではない。家畜保護の水準はそれぞれの地域の価値観に依存するものであり、高ければよいという命題でもない。

しかし、日本の消費者の意識が畜産の現場に及んでいないのは問題である。鶏肉の大半がウインドレス鶏舎の中で飼育された産肉用の特殊な鶏であることを一体どれだけの消費者が理解しているかは疑問である。豚肉や鶏卵の生産がいかにか狭い空間に閉じ込められているかについてもおそらくほとんど知られていない。先進的な家畜保護が日本に必要であるかどうかやその水準の適否を議論する前に生産現場の情報を消費者と共有することが不可欠である。トレーサビリティの普及は畜産現場を知らない日本の消費者が情報を得るよい機会となろう。正確な情報が消費者に伝われば、おそらく保護水準は引き上げの方向に動くと予想される。上述のスイスの経験は、この時点で有益な情報となり、制度設計に資する。

日本の家畜保護の議論で、とりわけ問題になると予想されるのは中小家畜の扱いである。牛については、北海道の酪農や本州における放棄地への放牧・林間放牧などにおいて多様な芽が育ちつつある。しかし、中小家畜については現

---

<sup>34</sup> こうした意識の高さは04年の意識調査においても変化がみられない。

状が極めて深刻であるにもかかわらず、その対応は著しく立ち遅れている。

仮に、中小家畜の飼養形態を動物保護の視点から再編するとすれば、土地利用型畜産への回帰が前提となる。放し飼いにせよ、飼養空間の確保にせよウインドレス鶏舎に代表される技術は通用しない。そこでは、従来は家畜の機能できるだけ機械や施設に置き換える方向で技術が展開してきたからである。今後は家畜と土の関係の修復を通じて家畜の機能を引き出す技術が必要とされる。このことは、また、家畜保護が畜産の立地の変動をも引き起こす可能性を示唆している。将来、きわめて粗放的な中小家畜の飼養が中山間地域に戻る可能性も少なくない。将来を見越した政策的対応が望まれる。

[追記] 本稿の作成に際しては、Robert Jörin 氏, Isabelle Schuelp Campo 氏, Peter Rieder 教授 (いずれも、スイス連邦工科大学農業経済研究所), Peter Althaus (Strichhof 農業学校) および Roland Weber 氏 (スイス連邦農業経済技術研究所 FAT), Beat Wechsler 氏, Nina Keil 氏 (スイス連邦経済省獣医局 BVET), Rolf Gerber 氏 (チューリッヒ州政府自然・農業部), Thomas Myer 氏 (スイス経済省農業経済局) のご助力・ご助言を頂きました。記して謝意を表します。なお、スイスの文献収集およびヒアリングは文部科学省科学研究費「アジア型直接支払制度の展望—スイス・日本・韓国の比較制度分析から—」による調査の一環として行った。

### 【参考文献】

- [1] Alsing, I. u.a. (2002) Lexikon Landwirtschaft, BLV-Verlagsgesellschaft mbH.
- [2] Arbeitsgruppe Direktzahlungen (2001) Überprüfung der Ausrichtung der Direktzahlungen in der Landwirtschaft Zwischenbericht der Arbeitsgruppe Direktzahlungen an die Beratende Kommission Landwirtschaft.
- [3] Bundesamt für Landwirtschaft (2004) Agrarbericht 2004.
- [4] Bundesamt für Landwirtschaft (2002) Botschaft zur Weiterentwicklung der Agrarpolitik (Agrarpolitik 2007).
- [5] Bundesamt für Landwirtschaft (2002) Direktzahlungen 2002 an die Landwirtschaft im Überblick.

- [6] Bundesamt für Landwirtschaft (1999) Direktzahlungen 1998 an die Landwirtschaft.
- [7] Bundesrat (1978) Tierschutzgesetz (TSchG).
- [8] Bundesrat (2002) Tierschutzgesetz (TSchG) *Entwurf*.
- [9] BVET (1998) Neuausrichtung des Schweizerischen Tierschutzrechts Bericht der Arbeitsgruppe zuhanden des Bundesamtes für Veterinärwesen.
- [10] BVET (2004) Tierschutz in der Landwirtschaft, <http://www.bvet.admin.ch/bvet/00297/00298/00569/index.html?lang=de>.
- [11] Das Sekretariat der Arbeitsgruppe Direktzahlungen (2001) Überprüfung der Ausrichtung der Direktzahlungen in der Landwirtschaft.
- [12] Der Schweizerische Bundesrat (2001) Tierschutzverordnung (TSchV).
- [13] Eidgenössisches Volkswirtschaftsdepartement (2002) Bericht über die Ergebnisse des Vernehmlassungsverfahrens zum Vorentwurf der Revision des Tierschutzgesetzes.
- [14] GfS-Forschungsinstitut (1998) Forschungsprogramm UNIVOX 1998 Bereitschaft zur Forschung verschiedener Funktionen und Einschätzung des Strukturwandels in der Landwirtschaft UNIVOX Teil III A Landwirtschaft 1998.
- [15] GfS-Forschungsinstitut (2004) UNIVOX Landwirtschaft 2004/2005 Trendbericht, <http://www.gfs-zh.ch/?pid=84>.
- [16] Goetschel A. F. und Bolliger G. (2003) Weshalb neu, wenn nicht besser? Neue Zürcher Zeitung am 14.02.2003.
- [17] Landwirtschaftliche Beratungszentrale Lindau (2004) Pflanzen und Tiere, Wirz Verlag.
- [18] Landwirtschaftsdirektorenkonferenz (1999) Tierschutz im Ökologischen Leistungsnachweis.
- [19] Schweizerischer Bundesrat (2002) Botschaft zur Revision des Tierschutzgesetzes.
- [20] Schweizerischer Bundesrat (2004) Botschaft über die Volksinitiative «Für einen zeitgemässen Tierschutz Tierschutz-Ja!».
- [21] Schweizer Tierschutz (2005) Schweizer Tierschutzgesetzgebung im internationalen Vergleich arg im Hintertreffen, <http://www.protection-animaux.com/news/news.htm>
- [22] Stiftung für das Tier im Recht (2004) Vorschlag für ein Tiergerechteres, Innovatives und Realisierbares Eidgenössisches Tierschutzgesetz (TSchG/TIR).
- [23] Tutkun A. und P. Rieder (2005), UNIVOX III A Landwirtschaft 2004/2005, GfS-Forschungsinstitut.

- [24] Weibel R. (2004) Revision Tierschutzgesetz: Ihre Hilfe ist nötig!, Kagfreiland, [www.kagfreiland.ch/x\\_files/div/tuk/tuk\\_2004\\_3.pdf](http://www.kagfreiland.ch/x_files/div/tuk/tuk_2004_3.pdf).
- [25] 飯國芳明 (2001) 「エコ化 (Ökologisierung) : スイス農政の底流」高知論叢, 第72号 pp. 65-83.
- [26] 大山利男 (2004) 「スイスにおける動物福祉に関する規制と有機畜産」植竹勝治他『平成15年度 新基本法農政推進等調査事業報告書 (食肉安全性実態調査) 欧州における動物福祉と規制に関する実態調査』中央畜産会・農政調査委員会。
- [27] 松本洋一・永松美希編 (2004) 『日本と EU の有機畜産 フェームアニマルウェルフェアの実際』農文協。